

産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクルワーキンググループ

中央環境審議会 循環型社会部会 自動車リサイクル専門委員会

第46回合同会議

公益財団法人
自動車リサイクル高度化財団



〔実施事業概要〕

2018（平成30）年9月4日（火）

(1) 組織概要

名称: 公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団

JAPAN FOUNDATION FOR ADVANCED AUTO RECYCLING

所在地: 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館16F

設立: 2017年3月3日

2017年11月21日 公益財団法人に移行

代表理事: 細田 衛士 (慶應義塾大学 経済学部 教授)

役員: 理事 6名 評議員6名

公募事業選考委員: 12名

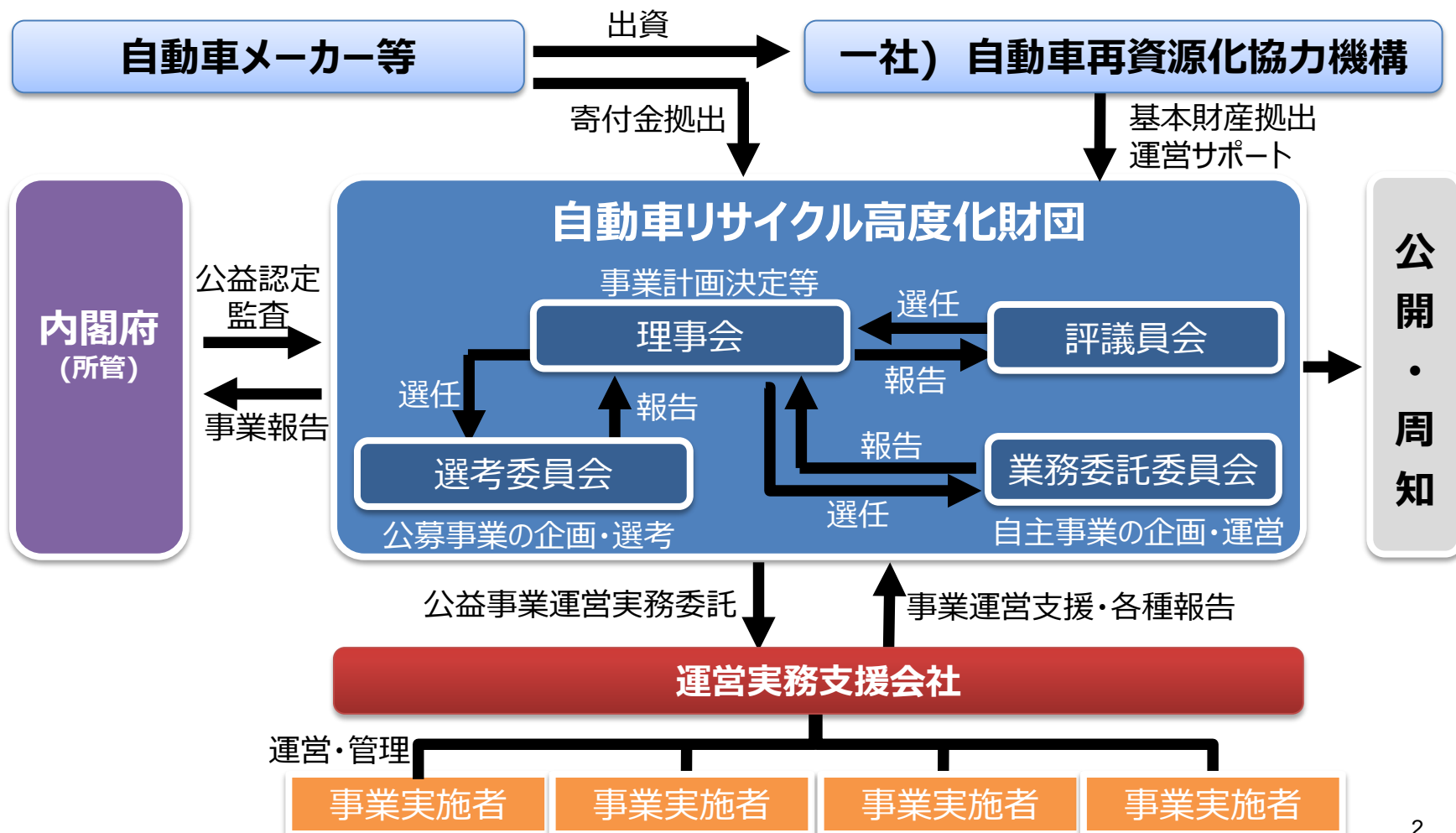
自動車リサイクルに知見を有する有識者や学識経験者 (※リサイクルの技術評価や事業性評価等が可能な識者など) により構成。

自主事業運営委員: 7名 (予定)

事業内容: 自動車リサイクルの高度化等に資する各種公募事業、及び自主事業の企画・運営

(2) 組織関係図

- ・財団運営は全て規程類に基づき、透明性をもって理事会・評議員会等にて検討・決定され、情報も公開（特に事業結果は、他の事業者での活用等、水平展開できるよう、可能な限り詳細に公表予定）



(参考) 自動車メーカー等からの拠出額

2018年8月末日現在

自動車メーカー等 名称	拠出額
スズキ 株式会社	450,000,000円
ダイハツ工業 株式会社	608,088,640円※1
トヨタ自動車 株式会社	1,082,244,064円※2
日産自動車 株式会社	93,000,000円
株式会社 SUBARU	242,559,000円
本田技研工業 株式会社	473,486,407円
マツダ 株式会社	212,169,990円
三菱自動車工業 株式会社	200,000,000円
フォルクスワーゲングループジャパン 株式会社	200,000,000円

一部自動車メーカー等については、2017年度及び2018年度の合算額を記載。

※1 2017年度拠出額: 280,801,133円、2018年度拠出額: 399,287,507円

※2 2017年度拠出額: 520,000,000円、2018年度拠出額: 562,244,064円

(3) 助成対象事業

1) 2017年度

- ① ASRの削減に向けたリサイクル関連事業者等の樹脂等の選別技術の調査・研究等事業
- ② 高品質の樹脂等を供給するための資源回収スキーム確立のための自動車メーカーとの連携による実証等事業
- ③ 新素材(LiB、CFRP)等の適正処理・リサイクル技術開発・システム構築等に資する事業
- ④ NPO法人等が主催する自動車リサイクルに関する周知活動支援事業

2) 2018年度

・2018年度は、選考委員会/理事会での議論の結果、ASR低減の観点から、主に樹脂類を想定した基礎技術研究段階から事業性評価までの幅広い各種事業、及び 周知活動を公募（樹脂類に関しては、臭素系難燃剤への対応を応募要件として明記したうえで選考・採択）

- ① ASRの低減等※に資する再生材の基礎技術研究・開発事業
- ② ASRの低減等※と自動車への再生材の利用に向けた設備開発事業
- ③ ASRの低減等※・自動車3Rの高度化に資するリサイクルシステムの事業性評価事業
- ④ NPO法人等が主催する自動車リサイクルに関する周知活動支援事業

※ASRの低減等：ASRの低減に加え、次世代のマテリアルリサイクル（例：CFRP・LiBのマテリアルリサイクル、等）を含む。

・直近の採択事業は以下のとおり

(1) 2017年度 公募事業

- 1.募集期間: 2017年8月1日(火)～8月18日(金)
- 2.応募件数: 7件
- 3.採択件数: 3件
- 4.採択内容: 樹脂リサイクル実証 1件
周知事業 2件
- 5.事業期間: 2017年12月13日(水)～2018年6月30日

最長3ヶ年まで実施可能

(2) 2018(平成30)年度 公募事業

- 1.募集期間: 2018年2月20日(火)～3月30日(金)
- 2.応募件数: 12件
- 3.採択件数: 4件
- 4.採択内容: 樹脂リサイクル実証 2件
樹脂及びガラスリサイクル実証 1件
ガラスリサイクル調査 1件
- 5.事業期間: 2018年7月1日(日)～2019年3月31日

最長3ヶ年まで実施可能

(参考1) 公募事業の選考基準

- ①目的の妥当性
 - ・国内自動車リサイクルとの関係性の強い事業
- ②申請者の適格性
 - ・実施体制、財務の健全性、直近での法令違反の有無、暴力団等反社会的勢力ではないこと 等
- ③事業の有効性
 - ・国内の自動車リサイクルへの裨益が期待できる
- ④事業の実現性・継続性
 - ・事業の実現かつ、事業実現後に当財団からの助成なしでの事業の継続性が期待できる
- ⑤事業の発展性
 - ・他の事業者での活用等、事業結果の広がりが期待できる
- ⑥事業の効率性
 - ・効率的・合理的な支出等、費用対効果が十分に見込まれる

(参考2) 公募事業に係る年間概略スケジュール (2018年度)

- ①公募事業の募集／選考 (書類選考及び選考委員によるヒアリング) ／採択決定 : 2月～6月
- ②公募事業の中間報告の実施 (選考委員への報告) : 11月中旬～12月上旬 (予定)
- ③公募事業の最終報告の実施／次年度事業継続審査 : 2019年3月

(1) 自動車由来樹脂リサイクル可能性実証

- ① 代表事業者: (株) 矢野経済研究所
- ② 共同事業者: いその(株)、豊田通商(株)
(アドバイザーとして、一社) 日本自動車工業会が無償協力)
- ③ 事業概要: 新車向け再生プラスチック採用拡大に向けた実証を実施。
品質改善方法、材料の安定供給に向けた体制等について実証しながら
コスト検証を推進。
- ④ 計画期間: 2017年12月13日～2020年3月31日(3ヶ年)

⑤ 2017年度実施計画

- 一社) 日本自動車工業会の協力を得て、回収候補部品の調査・選定を実施。
- 選定部品を解体業者においてメーカー別、部品別で回収、ペレット化を行い、物性の劣化状況を調査。

2017年度実施実績

- 解体業者6社を選定のうえ、自動車メーカー8社の7部品※を回収。
※バンパー、サイドシルガーニッシュ、アンダーカバー、インナーフェンダー、マッドガード、カウルトップ類、バッテリーカバー/ケース
⇒ 一部部品は、PP以外の比率が高かったり、そもそもの搭載数が少なかったこと、また、回収効率が悪いことが判明した為、回収対象外と決定。
 - 回収コスト検証のため、回収準備・回収工程を1次解体、回収部品からの異物除去を2次解体として回収時間を計測。
⇒ 解体時間(費用)削減には、異物除去等の2次解体の短縮が課題であることが判明。
 - 現在、劣化度合い検証のため、各々の新品部品との物性比較を実施中。
- ⑥ 事業経費: 2017年度実績-17,588千円、2018年度予算-194,064千円

(2) 全国の地域リーダーと共に実施する体験型普及啓発のための研修

- ① 代表事業者: NPO法人 持続可能な社会をつくる元気ネット
- ② 共同事業者: なし
- ③ 事業概要: 全国の地域環境活動リーダー対象に研修実施。周知活動時のツールやマニュアル等を制作し学習会を地域で開催。
- ④ 計画期間: 2017年12月13日～2019年3月31日（2ヶ年）

⑤ 2017年度実施計画

- 全国の環境活動リーダー20名程度を対象に、自動車リサイクル施設見学と学習会を実施。
- 学習会と今後の普及啓発の場で利用できる、自動車リサイクル制度の概要等を掲載したパンフレット付小冊子を作成。

2017年度実施実績

- 2018年2月に自動車リサイクル施設の見学と学習会を実施。

〔学習・見学会概要〕

開催日: 2018年2月19日（月）

会場: メタルリサイクル（株）（埼玉県比企郡） 参加者数: 20名

- 見学・学習会において、パンフレット付小冊子を配布。
- すでに一部地域において、参加者が講師となった研修会を逐次開催中。
- 一般向けの普及啓発活動としてイベントに出展、アンケート調査を通じた啓発活動を実施。

〔イベント概要〕

イベント名: エコライフ・フェア 2018（主催: 環境省）

開催日程: 2018年6月2日（土）～3日（日）

開催場所: 代々木公園

- ⑥ 事業経費: 2017年度実績-2,738千円、2018年度予算-2,194千円



(3) 自動車リサイクルに関する消費者への周知活動

- ① 代表事業者: 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- ② 共同事業者: なし
- ③ 事業概要: 自動車の所有・非所有にかかわらず、消費者の自動車リサイクルに対する認識状況を明らかにし周知ポイント、周知方法等を検討した上で、啓発用ツールを作成、全国消費者に周知活動を行う。
- ④ 計画期間: 2017年12月13日～2020年3月31日（3ヶ年）
- ⑤ 2017年度実施計画
 - 有識者を招いた学習会を実施し、自動車リサイクルの現状と課題を把握したうえで、アンケート調査票を作成。
 - 一般消費者及びNACS会員を対象に、自動車リサイクルに関する認識等についてのWEBアンケートを実施。属性ごとの各種認知度を把握、周知ポイント・方法等について検討。
- ⑥ 2017年度実施実績
 - 〔学習会概要（座学）〕
 - 開催日: 2018年1月29日（月） 会場: 全国婦人会館（東京都渋谷区）
 - 講師: （一社）日本自動車工業会
 - 〔学習会概要（現場視察）〕
 - 訪問日: 2018年4月13日（金）
 - 訪問先: （有）昭和メタル 岩槻工場（埼玉県さいたま市） 他2社
 - 〔WEBアンケート実施概要〕
 - 実施期間: 一般消費者-2018年5月11日～14日、NACS会員-同年5月12日～22日
 - 有効回答数: 一般消費者-1,625サンプル、NACS会員-157サンプル
- ⑥ 事業経費: 2017年度実績-3,195千円、2018年度予算-5,935千円

(1) 水流選別活用による樹脂リサイクルの技術開発と設備導入及び普及

- ① 代表事業者: ハリタ金属 (株)
- ② 共同事業者: 日本シーム (株)、協和産業 (株)、学校法人 早稲田大学、
エコメビウス (株)
(アドバイザーとして、一社) 日本自動車工業会が無償協力)
- ③ 事業概要: ASR削減に向け、PP樹脂を低コストで歩留まりよく回収できる選別技術の普及を目的に、渦巻き水流を活用した水流選別装置を使ってASR等から自動車用PP再生樹脂を製造できるシステムを確立。
- ④ 計画期間: 2018年7月1日～2021年3月31日 (3ヶ年)
- ⑤ 2018年度実施計画 (事業予算: 67,214千円)
 - 稼働実績のある水流選別装置をベースに、ASR等の自動車用樹脂の選別に最適な水流の形や速度・向きなどを検証し、臭素系難燃剤も含めた比重選別の精度を向上を検討。
 - そのための粒子流体シュミレータを開発。
 - 上記にて最適化された水流選別装置を使用し、PP樹脂を選別。
 - 選別されたPP樹脂を使い自動車部品の仕様に合わせた再生樹脂をコンパウンド生産し、その再生樹脂が自動車メーカーにて使用可能かを日本自動車工業会の協力を得て評価、検証。
- ⑥ 事業経費: 2018年度予算-97,214千円

(2) 地理条件及び選好・忌避成分に着目した自動車ガラス再資源化実証

- ① 代表事業者： 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）
- ② 共同事業者： （有）飯室商店、太平洋セメント（株）、東京製鐵（株）、東日本資源リサイクル（株）、西日本オートリサイクル（株）
- ③ 事業概要： 解体・選別事業者と素材生産事業者（板ガラス、ガラスファイバー、その他各種素材メーカー等）の立地状況を考慮した自動車ガラスの回収・再資源化システムを実証
- ④ 計画期間： 2018年7月1日～2020年3月31日（2ヶ年）
- ⑤ 2018年度実施計画
 - ELVの精緻解体に関する実証要領を定め、立地環境の異なる複数の解体事業者の協力を得ながら、労務コストや洗浄等コストを最小化できる精緻解体について検証を実施。
 - 精緻解体に関する過去の各種実証事業の成果を踏まえ、もっとも効率的と考えられた解体方法を取り入れ、（単位重量あたりの）効率性やコストを算定。
 - 取り外したガラスの輸送方法や距離、また再資源化方法等によっては、現状考えられているよりもどの程度までコスト低減可能か、実際の運送経路や再資源化に要するコスト等を極力参照した上で効率性やコストを推計。
 - 再資源化先である、①板ガラス（車・建築等）、②ガラス繊維、③セメント等の素材メーカーそれぞれの選好・忌避物質を踏まえ、技術上の課題を特定。
- ⑥ 事業経費： 2018年度予算-20,117千円

(3) 精緻解体による高品質樹脂リサイクルスキーム実証事業

- ① 代表事業者： 西日本オートリサイクル（株）
- ② 共同事業者： いその（株）、吉川工業（株）
（アドバイザーとして、一社）日本自動車工業会が無償協力）
- ③ 事業概要： PPを対象として、リサイクル材として具備すべき安定した「品質」・「コスト」
・「量」を確保し、車から車への質の高いリサイクルを目指した実証
- ④ 計画期間： 2018年7月1日～2020年3月31日（2ヶ年）
- ⑤ 2018年度実施計画
 - ELV由来の内装PP樹脂とバンパーを対象とし、高品質な再生樹脂を低コストで生産するために、手解体と破碎・選別機の好適な組合せプロセスの構築を図る。
 - 量確保及びコスト低減のため、北九州地区近隣企業連携による対象材の量の確保と輸送コスト削減を狙ったスキームを実証。
 - 日本自動車工業会及び北九州エコタウン企業の樹脂再生メーカーであるいその（株）と連携し、生産した再生プラスチックの評価を実施。
 - 樹脂再生時の品質安定化とコストダウンを狙った樹脂溶融加工条件・加工方法の改良による再生材物性高度化を検証。（臭素系難燃剤対応も合わせて検証）
- ⑥ 事業経費： 2018年度予算-63,368千円

(4) ASR20%削減を目指した樹脂、ガラスの広域回収・高度処理

- ① 代表事業者： (株) マテック
- ② 共同事業者： 北海道自動車処理協同組合、(株) ウィンクリン、いその(株)
(株) サタケ、ダイオーエンジニアリング(株)
(アドバイザーとして、一社) 日本自動車工業会が無償協力)
- ③ 事業概要： プラスチック、ガラス部品を解体工程で回収、マテリアルリサイクルすることで、ASR発生量20%削減※を目標に可能性を検証。バンパーについては、塗膜剥離等の手法により原料品位を高め、CartoCarリサイクルへの挑戦を行う。
※ASR量20%を削減し、廃車ガラ歩引き5%削減の可能性検証
- ④ 計画期間： 2018年7月1日～2021年3月31日(3ヶ年)
- ⑤ 2018年度実施計画
 - 課題であるコスト、品質、安定供給に対し、3つのチームにより以下の内容を実施。
 - 〔解体チーム〕
 - 解体段階で、プラスチック、ガラス部品を、過去のプロジェクト等の知見も踏まえ、作業負荷及びコストの低減を図りながら効率的に取外すノウハウを取得するとともに、連絡協議会等の開催により、解体業者間でノウハウを共有化。
 - これら部品を取外した廃車ガラのみを破碎処理し、ASR削減量を計測。
 - 〔物流チーム〕
 - 荷姿検討や、中継拠点の設置等、地域や解体業者の規模による最適な集荷方法を検証。
 - 〔マテリアルリサイクルチーム〕
 - 塗装膜が原因で付加価値の高い用途への利用が困難な為、塗膜剥離設備等を導入、純度を高め、日本自動車工業会の協力を得て、その物性試験を行う。
 - 臭素系難燃剤の混入防止のため、混入リスクのある部品は回収対象としない等十分に配慮したうえで、含有量を測定、検証。
- ⑥ 事業経費： 2018年度予算-47,415千円

(1) 自主事業の狙い

- ① 基礎的な調査・研究・実証事業を実施することで、自動車リサイクル高度化の基盤とする。
- ② 零細事業者の多い解体業者の作業安全面の強化・促進と、作業効率化等、自動車リサイクル高度化に向けた基礎的インフラをより強固・充実する。

(2) 現在の検討状況

本年度内に業務委託委員会等の体制整備を完了し、事業開始に向け今後理事会等にて詳細検討予定。

参考) 2018年度の候補事業 (例)

事業名	事業内容	事業の目的
使用済自動車リサイクルにおけるベースリサイクル率(82%)の実態調査事業	解体段階における素材別の取外し実態等の調査事業	樹脂を中心に再生材の活用促進が社会的な要請であり、最新のベースリサイクル率の実態等を調査することで、事業者の各種取組みの基盤とする
次世代車の適正処理に向けた実証・研究事業	1) CFRP素材のサーマル処理技術に関わる実証・研究事業	CFRPサーマル処理技術開発は現状 発展途上段階であり、処理技術の調査・研究を実施し、広く社会に公開することで低コストな処理施設の育成・普及を図る
	2) リチウムイオン電池のサーマル処理実証事業	リチウムイオン電池のサーマル処理可能施設の増加による処理コスト低減を図る (リチウムイオン電池受入意向のある施設を募集し、処理実証を実施)
自動車リサイクル業界の安全な作業と各種作業効率化に資する事業	エアバッグ作動処理用防護シート 導入補助事業	解体業者でのエアバッグ一括作動展開作業時に防護シートの導入を促進し、解体業者への作業安全周知と、より安全な実作業を確保する

公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団 定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、自動車のリサイクルの高度化等に関する学術的・実践的調査・研究を行うとともに、資源の有効活用や環境保護等に関する研究等への助成及び事業を行い、もって将来の地球環境の保全、自然環境の保護・整備と循環型社会の推進に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車のリサイクルの高度化等に関する学術的・実践的調査・研究の推進及び助成事業
 - (2) 消費者団体等の自動車リサイクルに関する周知活動支援事業
 - (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(資産の種別)

第 5 条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 評議員会で、基本財産とすることを決議した財産
- (2) 基本財産として寄附された財産

3. その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

4. 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産及び交付を受けた補助金その他の財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(資産の拠出)

第 6 条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産の維持及び処分)

第 7条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(資産の管理・運用)

第 8条 この法人の資産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 9条 この法人の事業年度は、毎年 4月1日に始まり、翌年 3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の事業計画書及び収支予算書等については、公益認定取得後、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会にて報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
2. 第1項第1号から第7号までの書類、監事による監査報告書、及び会計監査人による会計監査報告書については、公益認定取得後、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 3. この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入

金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める取り扱い規定によるものとする。
3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める取り扱い規定による。

第4章 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合は、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計が評議員の総数の3分の1を超えないこと。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからハに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員であるもの
 - ニ 次の団体において職員であるもの
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
3. 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係があるものが含まれてはならない。
 4. 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。
 5. 公益認定取得後、評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(権限)

- 第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(報酬等)

- 第18条 評議員は原則として無報酬とする。ただし、評議員会出席の都度日当を支給することができる他特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額金300万円を超えないものとする。
2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 3. 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第20条 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員及び会計監査人の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬等の総額並びに役員及び評議員の報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (7) 前号に定めるもののほか、理事会において評議員会に付議した事項として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項
2. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2. 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
4. 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第23条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2. 評議員長は、評議員会において選定する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第 6 章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。
3. この法人に、会計監査人を置く。

(選任等)

第31条 理事、監事及び会計監査人は評議員会の決議によって各々選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
3. 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事より、専務理事1名及び常務理事1名を選定することができる。
4. 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
6. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
7. 公益認定取得後、理事、監事又は会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第34条 会計監査人は、法令で定めるところにより、第11条第1項第3号から第5号までの書類を監査し、会計監査報告書を作成する。

2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、

会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、2期を限度とし再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
6. 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

第36条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
2. 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められるとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
3. 監事は、会計監査人が前項の各号に該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第37条 役員は原則として無報酬とする。ただし、必要に応じて報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。
4. 会計監査人の報酬等は、代表理事が理事会の決議を経、かつ監事の過半数の同意を得て定める。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第39条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事、監事、会計監査人（理事、監事、会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）、監事、会計監査人との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款及び法令に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (2) 第4条に掲げる事業等の年度重点方針および決定に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第39条の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
3. 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
4. 理事会を招集するときは、開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
5. 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第32条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が、これに記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

2. 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることにできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第55条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第 9 章 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

第56条 この法人には、必要があるときには選考委員若干名をおくことができる。

2. 選考委員は、学識経験者など助成対象を選考するにあたって十分な知識を有する者のうちから理事会で選出し、代表理事が委嘱する。
3. 選考委員は、役員及び評議員を兼ねることができる。

(任期)

第57条 選考委員の任期は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第58条 選考委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第59条 選考委員には、選考審査の対価として報酬を支給することができる。

2. 選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(選考委員会)

第60条 選考委員会は、選考委員をもって構成する。

2. 選考委員会は、第4条に掲げる事業の対象となるものを選考し理事会に付議する。

第 10 章 委員会

(委員会)

第61条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、前章の定めるところによる選考委員会のほか、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会で選任し、代表理事が委嘱する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 主たる事務所には、法令の定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 事業報告
 - (3) 事業報告の附属明細書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
 - (8) キャッシュ・フロー計算書
 - (9) 事業計画書及び収支予算書等
 - (10) 監査報告
 - (11) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (12) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (13) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (14) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (15) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項のほか主たる事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。
- (1) 評議員会議事録又は評議員会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
評議員及び債権者
 - (2) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
評議員及び裁判所の許可を得た債権者
 - (3) 会計帳簿
評議員

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第66条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 13 章 補 則

(委任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. 設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時会計監査人は、設立者の決議によって選任する。
2. この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。
3. この法人の設立者の氏名及び住所は次のとおりである。
住所 東京都港区芝大門1丁目1番30号
設立者 一般社団法人 自動車再資源化協力機構
4. この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

以上、一般財団法人 自動車リサイクル高度化財団の設立のため、設立者の定款作成代理人である司法書士 清水 保代は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年2月21日

設立者 一般社団法人 自動車再資源化協力機構
代表理事 阿部 知和

上記設立者の定款作成代理人
横浜市緑区十日市場町 802 番地 1 タナカビル 403
司法書士 清水 保代

(財産目録)

設立時拠出財産目録

拠出者	拠出財産
一般社団法人 自動車再資源化協力機構	現金 300 万円

附則

1. 平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

2017年度自動車リサイクルの高度化等に資する調査・研究・実証等に係る助成事業
〔募集要領〕

2017年8月

一般財団法人自動車リサイクル高度化財団

1. 事業目的

使用済自動車のリサイクルは自動車リサイクル法の安定的な運用により高いリサイクル率を維持しております。しかし、ASRはサーマルリサイクルが中心であり、循環型社会におけるマテリアルリサイクルの促進や、ユーザーが負担しているリサイクル料金の負担軽減が要望されています。

また、CO₂排出量削減に有効な駆動源の電動化や車体の軽量化等に伴う新技術、新素材の適用拡大が見込まれるため、これらの適正処理方法を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、当財団では、自動車リサイクルの安定的な運用を目的とした循環型社会の推進と低炭素社会の実現に資する実証事業等の公募を実施いたします。

2. 2017年度実施対象事業

- (1) ASRの削減に向けたリサイクル関連事業者等の樹脂等の選別技術の調査・研究等事業
- (2) 高品質の樹脂等を供給するための資源回収スキーム確立のための自動車メーカーとの連携による実証等事業
- (3) 新素材（Li電池、CFRP）等の適正処理・リサイクル技術開発・システム構築等に資する事業
- (4) NPO法人等が主催する自動車リサイクルに関する周知活動支援事業

3. 公募対象者

- (1) 2017年8月1日時点において法人格を有し、2年以上の事業（活動）実績を有する法人であり、日本国内に事業所を有すること。なお、上記法人による共同提案も可能とします。共同提案の場合、代表事業者が（1）を満たすものとします。
- (2) 上記に加え、以下の要件を満たすこと。助成事業に関し応募要件を満たしていない等、不正行為が認められたときは、「自動車リサイクルの高度化等に資する調査・研究・実証等に係る助成金交付規程」に従い、当該助成の解除を行うとともに、代表事業者に支払済みの助成金を返還していただきます。
 - ① 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条、第58条に該当する者。また、第62条第2号イからヌまでのいずれにも該当しない者。また、過去5年間で使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する法律等による不利益処分を受けていない者。また、当該法規制を違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
 - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条2号イからヘまでのいずれにも該当しない者。また、過去5年間で廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び公害防止に関する法律等による不利益処分を受けていない者。また、当該法規制を違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

- ③ 応募書類（様式 8）に示す「暴力団排除に関する誓約事項」を誓約できる者。
- ④ 助成事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制を有する者。
- ⑤ 助成事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有する者。
- ⑥ 今回応募事業に関して同一期間内に他の公的助成を受けていない者、また他の公的助成に応募していない者。
- ⑦ 実施事業（4）に応募する NPO 法人等については、過去に中央省庁より周知活動を主体となって受託した経歴がある者（当該活動は自動車リサイクルに限定しない）。

4. 共同事業

- (1) 代表事業者と共同事業者による共同事業を実施する場合には、事業に参画するすべての事業者が上記 3. (2) ①、②、③及び⑥の要件を満たすこととします。
- (2) 助成事業に参画するすべての事業者のうちの 1 名を、当助成金の応募等を行い交付の対象となる代表事業者とします。なお、設備費を申請する場合、設備を設置する事業者が代表事業者となります。
- (3) 代表事業者は、助成事業の全部又は一部を自ら行うとともに、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、応募書類（様式 4）提案書に記載した事業の実施体制にもとづき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行って下さい。
- (4) 代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、助成事業として採択された後は変更することができません。

5. 事業費・採択件数・助成率・事業実施期間

(1) 事業費・採択件数

- ① 上記「2. 実施対象事業」(1) (2) (3)

総額: 2.8 億円程度（初年度）

1 件当たり上限 1 億円とします。

採択件数: 4 件程度

- ② 上記「2. 実施対象事業」(4)

総額: 1 千万円程度（初年度）

1 件当たり上限 5 百万円とします。

採択件数: 2 件程度

ただし、消費税及び地方消費税相当額を減額した金額を助成対象とします。

(2) 助成率

助成率は定額とします。

(3) 事業実施期間

2017 年 10 月～2020 年 3 月（最大 3 ヶ年）

- ① 原則は単年度事業とします。複数年事業として応募する場合、採択の確定は初年度事業のみとなります（次年度以降の助成を保証するものではありません）。
- ② 次年度の事業継続の可否については、年度末に開催予定の選考委員会にて初年度事業の成果を検証し決定します。

- ③ なお、設備費を申請する場合、単年度にて設備の導入が完了し、導入年度内に設備を用いた成果をあげることが必要となります（例えば、2017年度は設備の購入・据付のみ、という申請は認められません）。

6. 申請書類

申請書類は応募様式（様式1～8）及び以下の添付書類となります。

- ① 直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準を採用している場合は正味財産増減計画書、NPO法人会計基準を採用している場合は活動計算書）

7. 選考方法等

(1) 選考方法

- ① 当財団選考委員による事前審査（書類審査）を行い、事前審査を通過したテーマに関しヒアリングを実施します。
- ② 申請書類及びヒアリングの結果を選考委員会で検討し、採択テーマを決定します。
- ③ 事前審査（書類審査）の採否については事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせについては応じられません。

<スケジュール（予定）>

- ・ 事前審査（書類審査） : 2017年8月下旬～9月上旬
- ・ 事前審査（書類審査） 可否連絡 : 2017年9月上旬
- ・ ヒアリング及び選考委員会 : 2017年9月下旬

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。

- ① 目的の妥当性（国内自動車リサイクルとの関係性の強い事業）
- ② 申請者の適格性（実施体制、財務の健全性、直近での法令違反の有無、暴力団等反社会的勢力ではないこと、等）
- ③ 事業の有効性（国内の自動車リサイクルへの裨益が期待できる）
- ④ 事業の実現性・継続性（事業の実現かつ、事業実現後に当財団からの助成なしでの事業の継続性が期待できる）
- ⑤ 事業の発展性（他の事業者での活用等、事業結果の広がりが期待できる）
- ⑥ 事業の効率性（効率的・合理的な支出等、費用対効果が十分に見込まれる）
- ⑦ 支援の必要性（支援がないと事業の実現が困難である、過去に官公庁等の委託・補助等を得て自動車リサイクルに関する同様の事業を実施していない等、合理的な理由がある）

(3) 選考結果

- ① 選考結果は9月下旬頃に事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせについては応じられません。
- ② 採択されたテーマについては、実施者名、事業概要などを公表いたします。さらに、選考結果によっては事業実施期間や採択金額の調整を行わせていただく可能性がありますので、予めご了承下さい。

8. 応募方法

(1) 応募方法

- ① 応募様式（様式 1～8）に必要事項を記入の上、申請書一式（正本 1 部・副本 13 部）、添付資料 1 部・申請書一式の電子データが格納された電子媒体（DVD-R 等）1 部を同封し、以下の提出先まで郵送または持参して下さい。
- ② なお、申請書類は「信書」に該当しますので、「ゆうパック」を含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」をご利用下さい。また、配達記録が残る必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が 90cm 以内で、かつ 4kg 以下）を超過している場合は、複数に分割したうえで郵送するか、「特定信書便」で送付して下さい。
- ③ 郵送する場合は、梱包の表に「2. 実施対象事業」に掲げる事業名を明記して下さい。

(2) 申請書提出先

一般財団法人 自動車リサイクル高度化財団

担当：齋藤・柴田

住所：〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16F

※提出された申請書類は返却いたしません。

(3) 申請書受付時間（持参の場合）：平日 9 時から 17 時（12 時から 13 時を除く）

(4) 申請書提出期限：2017 年 8 月 18 日（金）12 時（郵送の場合も 12 時必着です。当日の消印が押されていても無効となりますのでご注意ください）

9. 設備費に関する留意事項

- (1) 助成金で取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはなりません。なお、財団は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- (2) 助成事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- (3) リースは不可とします。

10. その他留意事項

- (1) 助成金交付：助成金の交付にあたっては、交付規程に従い手続きを進めていただきます。なお、交付規程は内容に変更が入る可能性がございます。助成金の対象となるのは交付決定以降となります。それ以前に着手（発注・支払等）した経費は助成対象外となります。また、契約書に記載する事業終了日までに、支払行為を含む全ての事業を完了させて下さい。事業終了日を過ぎた支払経費は助成対象外となります。
- (2) 経費の支払：本事業は原則、事業終了後に確定検査を実施し、検査にて認められた金額についてお支払いします（精算払い）。ただし、本事業を実施するうえで事前に費用の支払いが必要

なケースにおいて、協議に諮り承認された場合は、承認された金額について概算で支払うことも可能です。

- (3) 成果報告書の作成：採択された場合、成果報告書を作成・提出いただきます。成果報告書の構成については、採択後に別途通知します。なお、事業成果を説明いただく場として、中間報告と最終報告の2回を予定しています。
- (4) 成果の公表：原則として、助成事業者は本事業に伴う成果について対外的に公表することを認めます。なお、財団においても成果を対外的に公表いたします。
- (5) 知的財産権の帰属：本事業から派生した発明等に係る知的財産権（成果報告書、これに類する著作権を除く。）は、「自動車リサイクルの高度化に資する調査・研究・実証等に係る助成金交付規程」に従い届け出を行った場合、すべて助成事業者に帰属するものとします。
- (6) 現在、一般財団法人自動車リサイクル高度化財団は、公益認定申請中です。公募期間内及び採択後に公益認定された場合、募集要領等や様式類に記載されている当財団の記載は公益財団法人と読み替えてそのまま使用いただく予定です。予め、ご了承頂きます様、お願い申し上げます。

11. 問い合わせ先

公募申請に関する事務局業務は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所に委託しています。
ご不明な点などがございましたら、下記問い合わせ先までご連絡願います。

問い合わせ期間：平成29年8月18日（金）12：00まで

受付時間：9時30分から12時、13時から17時30分（土曜・日曜・祝日除く）

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 社会・環境戦略コンサルティングユニット
（担当：松沼、松沢、山川、加島）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 J A 共済ビル10階

Tel：03（5213）4198 Fax：03（3221）7022

2018年度自動車リサイクルの高度化等に資する調査・研究・実証等に係る助成事業
〔募集要領〕

2018年2月

公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団

1. 事業目的

使用済自動車のリサイクルは自動車リサイクル法の安定的な運用により高いリサイクル率を維持しております。しかし、ASRはサーマルリサイクルが中心であり、循環型社会におけるマテリアルリサイクルの促進や、ユーザーが負担しているリサイクル料金の軽減が要望されています。

また、CO₂排出量削減に有効な駆動源の電動化や車体の軽量化等に伴う新技術、新素材の適用拡大が見込まれるため、これらの適正処理方法を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、当財団では、自動車リサイクルの安定的な運用を目的とした循環型社会の推進と低炭素社会の実現に資する実証事業等の公募を実施いたします。

2. 2018年度助成対象事業

2018年度助成対象事業は以下(1)～(4)です。各事業の事業例や助成対象内容等を確認したうえで応募してください。応募要件を満たしているもののみ、選考委員会による選考審査を行います。

なお、再生材の利用に関して、自動車での利用促進事業を優先的に採択する予定です。

- | |
|--|
| <p>(1) ASRの低減等※に資する再生材の基礎技術研究・開発事業</p> <p>(2) ASRの低減等※と自動車への再生材の利用に向けた設備開発事業</p> <p>(3) ASRの低減等※・自動車3Rの高度化に資するリサイクルシステムの事業性評価事業^(注)</p> <p>(4) NPO法人等が主催する自動車リサイクルに関する周知活動支援事業</p> |
|--|

※ ASRの低減等：ASRの低減に加え、次世代のマテリアルリサイクル（イメージ例：CFRP・LiBのマテリアルリサイクル、等）を含めます。

(注) 事業性を評価した結果、事業性が見込めると選考委員会にて判断された事業に対して、当財団では事業実施時の設備導入補助を検討しております。

(1) ASRの低減等に資する再生材の基礎技術研究・開発事業

〔事業例〕

- ・ 使用済自動車の樹脂部品の劣化特性研究
- ・ 使用済自動車からの再生樹脂選別技術基礎研究、等

〔応募要件〕

- ・ 再生材の用途・利用先（イメージ）が明確に示されており、かつ、再生材が提示いただいた用途・利用先で活用可能と考えられる根拠が明示できること。

(2) ASRの低減等と自動車への再生材の利用に向けた設備開発事業

〔事業例〕

- ・ 使用済自動車及び ASR からの自動車への再利用向け樹脂選別装置の開発、等

[応募要件]

- ・ 基本原理が解明され、設計思想が確立した技術であること（確立していることを申請者自らが証明する必要があります）。
- ・ 化学物質（Deca-BDE 等）への対応が盛り込まれていること。
- ・ 再生材の利用先が事業実施体制に含まれており、かつ、利用先での利用目処（再生材の品質、利用量、利用用途、等）が立っていることが望ましい。

(3) ASR の低減等・自動車 3R の高度化に資するリサイクルシステムの事業性評価事業

[事業例]

- ・ 使用済自動車からのガラスの取外し／材料リサイクルシステムの構築に係る事業性評価、等

[応募要件]

- ・ 確立済のリサイクル技術を用いること（技術評価が必要なものは不可）。なお、リサイクル技術が確立済であることを申請者自らが証明する必要があります。
- ・ 事業化が高い確度で見込まれていること。
- ・ 再生材の利用先が事業実施体制に含まれており、かつ、利用先での利用目処（再生材の品質、利用量、利用用途、等）が立っていること。
- ・ 化学物質（Deca-BDE 等）への対応が盛り込まれていること。

(4) NPO 法人等が主催する自動車リサイクルに関する周知活動支援事業

[事業例]

- ・ 自動車リサイクルに関するエンドユーザーへの周知活動、等

※ 狭いエリアを対象とした小規模の活動事業ではなく、幅広く好影響を与えるような活動事業を優先的に採択する予定です。

[応募要件]

- ・ 自動車リサイクル以外の周知活動事業が盛り込まれていないこと（一例：自動車リサイクルと抱きかかえて 3R 全般の周知活動事業を盛り込んだ提案、等は不可です）。

3. 公募対象者

- (1) 2018 年 2 月 1 日時点において法人格を有し、2 年以上の事業（活動）実績を有する法人であり、日本国内に事業所を有すること。なお、上記法人による共同提案も可能とします。共同提案の場合、代表事業者が（1）を満たすものとします。
- (2) 上記に加え、代表事業者、共同事業者のすべての法人が以下の要件を満たしていることが公募対象者の要件となります。共同事業者の定義については 4. 共同事業 を参照とします。
 - ① 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 51 条、第 58 条に該当しない者。また、第 62 条第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しない者。また、過去 5 年間で使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する法律等による不利益処分を受けていない者。また、当該法規制を違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過した者。
 - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しな

い者。また、過去 5 年間で廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び公害防止に関する法律等による不利益処分を受けていない者。また、当該法規制を違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過した者。

- ③ 応募書類（様式 8）に示す「暴力団排除に関する誓約事項」を誓約できる者。
 - ④ 助成事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制を有する者。
 - ⑤ 助成事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有する者。
 - ⑥ 今回応募事業に関して同一期間内に他の公的助成を受けていない者、また他の公的助成に応募していない者。
 - ⑦ 実施事業（4）に応募する NPO 法人等については、過去に中央省庁より周知活動を主体となって受託した経歴がある者（当該活動は自動車リサイクルに限定しない）。
- (3) 助成事業に関し応募要件を満たしていない等、不正行為が認められたときは、「自動車リサイクルの高度化等に資する調査・研究・実証等に係る助成金交付規程」（以下、「交付規程」とする。）第 14 条に基づき、当該助成の解除を行うとともに、代表事業者に支払済みの助成金を返還していただきます。

4. 共同事業

- (1) 代表事業者と共同事業者による共同事業を実施する場合には、事業に参画するすべての事業者が上記 3. (2) ①、②、③及び⑥の要件を満たすこととします。
- (2) 助成事業に参画するすべての事業者のうちの 1 事業者を、当助成金の応募等を行い交付の対象者となる代表事業者とします。
- (3) 代表事業者は、本公募に関する応募書類の申請者となるほか、審査過程に関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有します。また、採択後は円滑な業務遂行と目標達成のために、共同事業実施者を代表してその業務推進に係るとりまとめを行うとともに、業務の共同事業者との役割分担を含む業務計画の作成等、業務の円滑な実施のための進行管理を行います。助成金は、交付規程に従って代表事業者に一括で支払われます。
- (4) 代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、助成事業として採択された後は変更することができません。

5. 事業費・助成率・事業実施期間

(1) 事業費

- ① 上記「2. 2018 年度助成対象事業」(1) (2) (3)
総額: 5 億円程度（初年度）
- ② 上記「2. 2018 年度助成対象事業」(4)
総額: 3 千万円程度（初年度）

なお、消費税及び地方消費税相当額を減額した金額を助成対象とします。（交付規程第 4 条）
交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税等は助成対象経費から除外して助成金額を算定し、交付申請書を提出して下さい。

(2) 助成率

助成率は定額とする。

(3) 事業実施期間

2018年7月～2021年3月（最大3ヵ年）

- ① 原則は単年度事業とします。複数年事業として応募する場合、採択の確定は初年度事業のみとなります（次年度以降の助成を保証するものではありません）。
- ② 次年度の事業継続の可否については、年度末に開催予定の選考委員会にて初年度事業の成果を検証し決定します。（交付規程第15条）
- ③ なお、設備費を申請する場合、単年度にて設備の導入が完了し、導入年度内に設備を用いた成果をあげることが必要となります（例えば、2018年度は設備の購入・据付のみ、という申請は認められません）。

6. 申請書類

申請書類は応募様式（様式1～9）及び以下の添付書類となります。

- ① 直近2決算期の貸借対照表
- ② 直近2決算期の損益計算書（公益法人会計基準を採用している場合は正味財産増減計画書、NPO法人会計基準を採用している場合は活動計算書）

7. 選考方法等

(1) 選考方法

- ① 当財団選考委員による事前審査（書類審査）を行い、事前審査を通過した事業に関しヒアリングを実施します。
- ② 申請書類及びヒアリングの結果を選考委員会で検討し、採択事業を決定します。
- ③ 事前審査（書類審査）の採否については事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせについては応じられません。

<スケジュール（予定）>

- ・ 事前審査（書類審査） : 2018年4月～5月
- ・ 事前審査（書類審査） 合否連絡 : 2018年5月下旬
- ・ ヒアリング及び選考委員会 : 2017年6月上旬

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。

- ① 目的の妥当性（国内自動車リサイクルとの関係性の強い事業）
- ② 申請者の適格性（実施体制、財務の健全性、直近での法令違反の有無、暴力団等反社会的勢力ではないこと、等）
- ③ 事業の有効性（国内の自動車リサイクルへの裨益が期待できる）
- ④ 事業の実現性・継続性（事業の実現かつ、事業実現後に当財団からの助成なしでの事業の継続性が期待できる）
- ⑤ 事業の発展性（他の事業者での活用等、事業結果の広がりが期待できる）
- ⑥ 事業の効率性（効率的・合理的な支出等、費用対効果が十分に見込まれる）

(3) 選考結果

- ① 選考結果は 6 月下旬頃に事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせについては応じられません。
- ② 採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表いたします。

8. 応募方法

(1) 応募方法

- ① 応募様式（様式 1～9）に必要事項を記入の上、申請書一式（正本 1 部・副本 7 部）、添付資料 1 部・申請書一式の電子データが格納された電子媒体（DVD-R 等）1 部を同封し、以下の提出先まで郵送または持参して下さい。
- ② 申請書一式は、様式 9「申請書一式チェックリスト」を使用し、抜けがないように提出して下さい。様式 9 には提出を要する電子媒体のフォーマット（PDF、Word など）の指定についても記載していますので、必ず確認して下さい。
- ③ 申請書一式は、それぞれの様式を組み上げて 1 部ずつ完成させて下さい。
- ④ なお、申請書類は「信書」に該当しますので、「ゆうパック」を含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」をご利用下さい。また、配達記録が残る必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が 90cm 以内で、かつ 4kg 以下）を超過している場合は、複数に分割したうえで郵送するか、「特定信書便」で送付して下さい。
- ⑤ 郵送する場合は、梱包の表に様式 2「1. 応募事業名称」に掲げる事業名を明記して下さい。

(2) 申請書提出先

公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団

担当：松島・柴田

住所：〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16F

※提出された申請書類は返却いたしません。

(3) 申請書受付時間（持参の場合）：平日 9 時から 17 時（12 時から 13 時を除く）

(4) 申請書提出期限：2018 年 3 月 30 日（金）12 時（郵送の場合も 12 時必着です。当日の消印が押されていても無効となりますのでご注意ください）

9. 設備費に関する留意事項

- (1) 助成金で取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはなりません。（交付規程第 8 条十三）
- (2) 助成事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて、帳簿書類その他の物件の検査のため、現地調査等を実施することがあります。（交付規程第 10 条 2 項）
- (3) 2018 年度の事業実施に際しては、リースによる設備導入を可とします。

10. その他留意事項

- (1) 助成金交付：助成金の交付にあたっては、交付規程に従い手続きを進めていただきます。なお、交付規程の内容には変更が入る可能性があります。
- (2) 対象経費：助成の対象となるのは交付決定以降に発生した経費となります。交付決定の前に発生（発注・支払等）した経費は助成対象外となります。また、助成事業終了日までに、支払行為を含む全ての事業を完了させて下さい。事業終了日を超えて発生した経費についても、助成対象外となります。
- (3) 業務管理経費：助成事業における総括的な業務管理経費（進捗管理、助成対象経費管理、等）について、原則、共同事業者による経費計上は認めません。また、代表事業者が経費計上する場合、過度と考えられる金額は認めません（一例：進捗管理、会議開催、報告書作成で1千万円等）。
- (4) 人件費：人件費の一式計上は認めません。必ず単金×工数にて計上してください。
※上記(3)(4)は応募要件となりますのでご注意ください。
- (5) 経費の支払：本事業は原則、事業終了後に確定検査を実施し、検査にて認められた金額についてお支払いします（精算払い）。ただし、本事業を実施するうえで事前に費用の支払いが必要なケースにおいて、協議に諮り承認された場合は、承認された金額について概算で支払うことも可能です。（交付規程第13条）
- (6) 成果報告：採択された場合、成果報告書を作成・提出いただきます。成果報告書の構成については、採択後に別途通知します。また、事業成果を説明いただく場として、中間報告と最終報告の2回の報告会を予定しています。
- (7) 成果の公表：成果は詳細な内容開示が求められ、財団において公表させていただきますので、ご了承のうえ応募してください。また、助成事業者は本事業に伴う成果について対外的に公表することを認めます。
- (8) 知的財産権の帰属：本事業から派生した発明等に係る知的財産権（成果報告書、これに類する著作権を除く。）は、「自動車リサイクルの高度化に資する調査・研究・実証等に係る助成金交付規程」に従い届け出を行った場合、すべて助成事業者に帰属するものとします。

11. 問い合わせ先

公募申請に関する事務局業務は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所に委託しています。ご不明な点などがございましたら、下記問い合わせ先までご連絡願います。

問い合わせ期間：2018年3月30日（金）12：00まで

受付時間：9時30分から12時、13時から17時30分（土曜・日曜・祝日除く）

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 社会・環境戦略コンサルティングユニット
（担当：市川、松沢、山川、加島）
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 J A 共済ビル 10階
Tel：03（6256）9873 メールアドレス：autorecycling@keieiken.co.jp